

血液透析、または小児慢性特定疾病のため 受診されている方の交通費を補助します

対象者

- ・じん臓機能障がいにより身体障害者手帳1級が交付されており、血液透析療法を受けるため町外の医療機関へ通院している方
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されており、町外の指定医療機関へ通院している方

持ち物

- ・申請書（医療機関から通院をしていることの証明を受けていただく必要があります。）
- ・認め印
- ・振込先の分かるもの（通院をしているご本人のもの、児童の場合は保護者のもの）
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証（該当者のみ）
- ・公共交通機関の領収書、定期券の写し等（該当者のみ）

補助額

- 公共交通機関利用者
運賃の1/2
- 自家用車利用者
距離に応じて算出した費用の1/2

ただし、1カ月につき1万円を限度とします。

※申請は随時受け付けています。町ホームページ（メニュー）健康医療と福祉→障がい者支援→障害者等通院費等補助金）からも申請書がダウンロードできますのでご利用ください。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係
(32) 6522

「信濃川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見を募集します

このたび国土交通省千曲川河川事務所では、信濃川水系の今後の川づくりについて、具体的な実施内容となる信濃川水系河川整備計画（変更原案）を作成しました。信濃川水系整備計画（変更原案）に対するご意見を関係住民の皆さまから募集します。

意見募集の時期や方法等の詳細につきましては、専用ホームページをご確認ください。

〈専用ホームページはこちらから〉

問い合わせ先

国土交通省
千曲川河川事務所調査課
026(227)9434
建設水道課建設係
(32) 3129



町営住宅桜ヶ丘団地入居待機者を募集します

町営住宅桜ヶ丘団地は、現在空き部屋がありませんが、入居待機期間内に退去者があった場合に、その部屋へ入居待機者となるための申し込みをしていただきます。

入居待機者申込受付期間

2月1日（火）～10日（木）

説明会・抽選会

日時 2月17日（木）

午後1時30分～

場所 役場2階 会議室5

※抽選により、入居待機順位を決定します。

入居待機期間

4月1日（金）～9月30日（金）

申込資格

- ・令和4年2月10日時点で、町内に3カ月以上居住または勤務地を有すること
- ・現に同居しているかまたは3カ月以内に同居する親族がいること
- ・現に住宅に困っていることが明らかでないこと
- ・収入が一定額以下（※）であること
- ・町税等の滞納がないこと
- ・入居するかたが暴力団員でないこと

※収入金額の算定は、扶養人

団地名	桜ヶ丘団地	
建設年度	H5～H14	H13～H14
構造	中層耐火	
規模	3LDKY	2LDKY
家賃(円)	21,300	21,600
	36,200	32,300

LDK…居間兼食卓兼調理場
Y…浴室（浴槽、風呂釜付）

詳しい内容については、問い合わせください。
申し込み問い合わせ先
建設水道課都市計画係
(32) 3129

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面したかたが、速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を支給します。

対象者

- 令和3年度住民税非課税世帯の世帯主（課税者の扶養親族等のみでなる世帯を除く）
- 令和3年1月以降新型コロナウイルス感染症による家計急変により、1と同等となる世帯の世帯主

申請方法

- 世帯へは、準備ができ次第、確認書を発送しますので、返信してください。
- 世帯の方は、本人確認書類、口座がわかる通帳等の写し、収入が減少し1と同等となる世帯であることがわかる書類等を申請書に添付して申請していただく必要があります。

詳細は今後、ホームページ、広報紙等でお知らせします。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係
(32) 6522

防災行政無線専用ダイヤル

防災行政無線で放送した内容を、電話で確認できます。
0120(131)994
フリーダイヤル「ボウサイキョウ」で覚えてください。
問い合わせ先 総務課情報防災係 (32) 3111

2月10日（木） 児童手当支給日 入金のご確認を

令和3年10月分から令和4年1月分までの児童手当を2月10日（木）に指定口座へ振り込みます。受給者の皆さまは入金をご確認ください。

《3歳未満》

一律…15,000円

《3歳～小学校修了前》

第1、2子…10,000円
第3子以降
…15,000円

《中学生》

一律…10,000円

※所得制限を超過している受給者には、児童1人当たり一律5,000円を支給します。

※お子さまの出生など、世帯員に異動があった場合には、児童手当の手続きが必要で

問い合わせ先

町民課ごも係
(32) 3114

2月納期の主な町税・使用料など（納期限までに納めましょう）

- 国民健康保険税(9期分)
- 後期高齢者医療保険料(8期分)
- 介護保険料(8期分)
- 保育料(2月分)
- 町営住宅使用料(2月分)
- 下水道負担金(4期分)
- 水道使用料(2月期分)
大口1月使用分、一般12・1月分
- 下水道使用料(2月期分)
大口1月使用分、一般12・1月分 町営水道区域
一般10・11月分 佐久水道区域
- 農集排使用料(2月期分)
10・11月使用分
- 個別排水手数料(2月期分)
12・1月使用分

納期限
2/28 月曜日

こんにちは農業委員会です

問い合わせ先 農業委員会事務局 (32) 3113

家族経営協定をご存知ですか？

家族経営協定とは？

農業にたずさわる世帯員が、意欲とやりがいを持って農業の経営に参画することを目指し、経営方針や役割分担、就業環境などについて、世帯員の間で家族経営協定の内容を決めていただきます。

協定の内容は、生活の変化に応じて、随時見直しをすることができます。

家族経営協定の目的

家族経営は、家族だからこそその良い点がある一方で、経営と生活との境目が不明確になり、それぞれの役割や労働時間、報酬などの就業条件があいまいになりやすく、そこから不満やストレスが生まれがちです。家族経営協定により、このような部分を明確にし、世帯員が経営に参画することを目的としています。

家族経営協定のメリット

目指すべき農業経営の姿や世帯員の役割が明確となり、働きやすい環境と農業経営の改善につながることを期待されています。また、農業者年金の政策支援加入制度や補助事業などの対象となる場合があります。

この機会に家族経営協定について検討してみませんか。ご相談は産業経済課農政係までご連絡ください。